

一般財団法人兵庫県雇用開発協会SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）運用要領

（目的）

第1条 この要領は、一般財団法人兵庫県雇用開発協会（以下「協会」という。）が、雇用支援サービス等に関連する情報を幅広く広報するために利用する各種SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の運用に関し必要な事項を定め、協会SNSの適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

（メディアの種類）

第2条 協会が運用するSNSは、次号に掲げるメディアとする。

- (1) T w i t t e r
- (2) F a c e b o o k
- (3) L i n e
- (4) Y o u T u b e
- (5) Z o o m
- (6) S k y p e
- (7) その他安全かつ効果的と認められるメディア

（運用管理者）

第3条 SNSの運用管理者（以下「運用管理者」という。）は、協会業務部長及びひょうご・しごと情報広場所長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

- (1) SNS全体の構成及び調整に関すること
 - (2) SNS上で発信する情報の管理に関すること
 - (3) その他SNSの運用に関すること
- 2 運用管理者は、SNSを活用して発信する業務を補助させるため、所属の職員のうちから運用担当者を命ずる。

（発信する情報）

第4条 協会がSNSを活用して発信する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ひょうご・しごと情報広場の開館時間等の利用に関する情報
 - (2) 協会業務部及びひょうご・しごと情報広場が主催するセミナー・イベント等に関する情報
 - (3) ひょうご・しごと情報広場の図書・DVDの利用等に関する情報
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が必要と認める情報
- 2 協会のSNSに記載するリンクのリンク先は、原則として協会ホームページ又はひょうご・しごと情報広場のホームページのみとする。ただし、国、県、市町、その他の公共団体等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めたものはこの限りでない。

（運用方法）

- 第5条 運用管理者は、前条第1項に掲げる情報を、原則として協会業務部の業務時間（平日の午前9時から午後5時まで）又はひょうご・しごと情報広場の開館時間（平日の午前10時から午後7時まで）内に、不定期に投稿する。
- 2 SNSを活用して情報発信するに当たっては、協会の指定された端末機を使用しなければならない。
 - 3 災害等に伴いセミナー・イベント等の開催時間を変更する等、緊急を要する情報を発信する場合は、第1項に定める時間帯以外にも投稿することができ、また、第2項に定める端末機以外の機器を使用することができる。

（問い合わせ等への対応）

- 第6条 協会のアカウントへの問い合わせ等については、原則として返信しないものとする。ただし、当協会が発信した情報であり、かつ回答が必要であると認めた場合には返信することができる。
- 2 協会は、苦情、相談等については、SNSでは対応しないものとする。

(フォロー、リツイート)

第7条 他のアカウント又は他のアカウントから発信された情報については、原則としてフォロー又はリツイートしないものとする。ただし、利用者及び協会にとって有益であると認められる場合には、フォロー又はリツイートすることができる。

(免責事項)

第8条 協会は、利用者が当協会のアカウントから発信された情報を用いて行う行為について、責任を負わないものとする。

2 協会は、当協会のSNSに対し、利用者により投稿されたコメント、書き込み、リツイート等について、責任を負わないものとする。

3 協会は、利用者間又は利用者と第三者間で発生したトラブルや紛争について、責任を負わないものとする。

4 協会は、他のSNS等へのリンク又は他のSNSから当協会のSNSへのリンクが提供されている場合でも、そこから得られる情報に関して、責任を負わないものとする。

(コメント等の削除)

第9条 運用管理者は、法令等に違反する記述や不適切な書き込み等を発見した場合は、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、SNSの運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。